

令和 8 年

第 1 回（3 月）河合町議会定例会議案

令和 8 年 3 月 4 日

河 合 町

付 議 事 件

- 議案第 7 号 令和 7 年度河合町一般会計補正予算について
- 議案第 8 号 令和 7 年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 9 号 令和 7 年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 10 号 令和 7 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 議案第 11 号 令和 8 年度河合町一般会計予算について（別冊）
- 議案第 12 号 令和 8 年度河合町国民健康保険特別会計予算について（別冊）
- 議案第 13 号 令和 8 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（別冊）
- 議案第 14 号 令和 8 年度河合町介護保険特別会計予算について（別冊）
- 議案第 15 号 令和 8 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について（別冊）
- 議案第 16 号 令和 8 年度河合町下水道事業会計予算について（別冊）
- 議案第 17 号 河合町子どもの未来応援基金条例の制定について
- 議案第 18 号 河合町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例の全部改正について
- 議案第 19 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 20 号 職員の旅費に関する条例等の一部改正について
- 議案第 21 号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 22 号 河合町立体育館使用条例の一部改正について
- 議案第 23 号 河合町介護保険条例の一部改正について
- 議案第 24 号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第 25 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第7号

令和7年度

河合町一般会計補正予算

(第6号)

河合町

令和7年度河合町一般会計補正予算（第6号）

令和7年度河合町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 345,272千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,014,670千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和 8年 3月 4日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
13 分担金及び負担金		千円 38,864	千円 2,520	千円 41,384
	1 負担金	38,864	2,520	41,384
15 国庫支出金		1,255,381	60,736	1,316,117
	1 国庫負担金	633,754	18,621	652,375
	2 国庫補助金	616,627	42,115	658,742
16 県支出金		628,661	9,784	638,445
	1 県負担金	331,772	8,418	340,190
	2 県補助金	230,318	7,520	237,838
	3 県委託金	66,571	△6,154	60,417
17 財産収入		7,463	56,958	64,421
	2 財産売払収入	0	56,958	56,958
18 寄附金		100,000	147,424	247,424
	1 寄附金	100,000	147,424	247,424
19 繰入金		175,697	△59,187	116,510
	1 基金繰入金	173,496	△59,187	114,309
21 諸収入		310,871	2,137	313,008
	4 雑入	307,314	2,137	309,451
22 町債		603,600	124,900	728,500
	1 町債	603,600	124,900	728,500
歳 入 合 計		8,669,398	345,272	9,014,670

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 1, 585, 387	千円 149, 703	千円 1, 735, 090
	1 総務管理費	1, 409, 506	149, 703	1, 559, 209
	4 選挙費	35, 206	0	35, 206
3 民生費		2, 781, 051	30, 019	2, 811, 070
	1 社会福祉費	1, 819, 930	11, 972	1, 831, 902
	2 児童福祉費	961, 121	18, 047	979, 168
6 農林商工費		98, 565	△2, 995	95, 570
	1 農業費	70, 085	△2, 995	67, 090
7 土木費		897, 010	△29, 830	867, 180
	2 道路橋梁費	326, 799	△19, 600	307, 199
	3 河川費	39, 589	△4, 830	34, 759
	4 都市計画費	377, 872	△5, 400	372, 472
8 消防費		277, 594	5, 779	283, 373
	1 消防費	277, 594	5, 779	283, 373
9 教育費		820, 909	192, 596	1, 013, 505
	1 教育総務費	200, 716	△2, 500	198, 216
	2 小学校費	323, 199	20, 635	343, 834
	3 中学校費	78, 767	174, 461	253, 228
歳 出 合 計		8, 669, 398	345, 272	9, 014, 670

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 総務管理費	物価高騰対応重点支援 地方創生等事業	200,162
3 民生費	1 障害福祉費	障害総合システム改修事業	1,632
4 衛生費	2 保健衛生費	健康管理システム標準化・共 通化対応システム改修事業	6,600
6 農林商工費	1 農業費	地籍調査事業	5,960
7 土木費	2 道路橋梁費	雨水排水管改修事業	166,607
		道路メンテナンス事業	60,650
	3 河川費	緊急内水対策事業	4,593
	4 都市計画費	都市計画変更図書作成事業	6,500
		公園施設長寿命化事業	21,040
8 消防費	1 消防費	避難所環境改善事業	5,779
9 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	60,635
	3 中学校費	中学校施設整備事業	174,461
合 計			714,619

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
道 路 整 備 3. 事 業 債	243,800	普通貸借 又は 証券発行	年5% 以 内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の 債権者との協 定による。 但し、町財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し若しくは 繰上償還又は 低利に借換え することができる。	235,900	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
河 川 整 備 5. 事 業 債	13,900				11,200			
学 校 教 育 施 設 等 8. 整 備 事 業 債 (小 学 校)	116,500				126,800			
学 校 教 育 施 設 等 9. 整 備 事 業 債 (中 学 校)	5,100				128,800			
学 童 教 室 13. 整 備 事 業 債	0				1,500			
合 計	603,600				728,500			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
13 分担金及び負担金	38,864	2,520	41,384
15 国庫支出金	1,255,381	60,736	1,316,117
16 県支出金	628,661	9,784	638,445
17 財産収入	7,463	56,958	64,421
18 寄附金	100,000	147,424	247,424
19 繰入金	175,697	△59,187	116,510
21 諸収入	310,871	2,137	313,008
22 町債	603,600	124,900	728,500
歳 入 合 計	8,669,398	345,272	9,014,670

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	1, 585, 387	149, 703	1, 735, 090
3 民生費	2, 781, 051	30, 019	2, 811, 070
6 農林商工費	98, 565	△2, 995	95, 570
7 土木費	897, 010	△29, 830	867, 180
8 消防費	277, 594	5, 779	283, 373
9 教育費	820, 909	192, 596	1, 013, 505
歳 出 合 計	8, 669, 398	345, 272	9, 014, 670

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 △5,275	千円	千円 147,424	千円 7,554
27,854	1,500	3,648	△2,983
△2,202			△793
△13,546	△10,600		△5,684
2,889			2,890
60,800	134,000		△2,204
70,520	124,900	151,072	△1,220

2 歳 入

(款) 1 3 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 民生費負担金	千円 37,950	千円 2,520	千円 40,470
計	38,864	2,520	41,384

(款) 1 5 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	633,754	18,621	652,375
計	633,754	18,621	652,375

(款) 1 5 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 民生費国庫補助金	87,943	815	88,758
3 土木費国庫補助金	119,734	△13,546	106,188
4 消防費国庫補助金	2,300	2,889	5,189
5 教育費国庫補助金	87,387	61,425	148,812
6 農林業費国庫補助金	9,365	△1,468	7,897
7 総務費国庫補助金	306,313	△8,000	298,313
計	616,627	42,115	658,742

節		説	明
区	分		
1 児童福祉費負担金	千円 2,520	保育所保育料	千円 2,520

1 児童福祉費負担金	9,121	子どものための教育・保育給付費交付金	9,121
10 障害者自立支援給付費負担金	9,500	障害者自立支援給付費負担金（介護給付費）	9,500

4 障害福祉費補助金	815	地域生活支援事業費等補助金	815
1 道路橋梁費補助金	△10,774	社会資本整備総合交付金 道路メンテナンス事業補助金	△8,711 △2,063
9 都市計画費補助金	△2,772	集約都市形成事業費補助金	△2,772
1 消防費補助金	2,889	地域未来交付金（地域防災緊急整備型）	2,889
1 小学校費補助金	10,420	学校施設環境改善交付金	10,420
2 中学校費補助金	52,255	学校施設環境改善交付金	52,255
3 幼稚園費補助金	△1,250	子育てのための施設等利用給付交付金	△1,250
2 農地費補助金	△1,468	地籍調査事業補助金	△1,468
17 特定外来生物防除等対策事業交付金	△8,000	特定外来生物防除等対策事業交付金	△8,000

1 3 款 分担金及び負担金 1 5 款 国庫支出金

(款) 1 6 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 民生費県負担金	千円 331,772	千円 8,418	千円 340,190
計	331,772	8,418	340,190

(款) 1 6 県支出金

(項) 2 県補助金

4 農林業費県補助金	12,422	△734	11,688
5 土木費県補助金	41,080	8,879	49,959
7 教育費県補助金	51,300	△625	50,675
計	230,318	7,520	237,838

(款) 1 6 県支出金

(項) 3 県委託金

1 総務費県委託金	65,561	△6,154	59,407
計	66,571	△6,154	60,417

(款) 1 7 財産収入

(項) 2 財産売却収入

1 不動産売却収入	0	56,958	56,958
計	0	56,958	56,958

節		説	明
区	分		
1	社会福祉費負担金	千円 607	後期高齢者医療保険基盤安定負担金 千円 607
2	児童福祉費負担金	3,061	施設型給付費等県交付金 3,061
10	障害者自立支援給 付費負担金	4,750	障害者自立支援給付費負担金（介護給付費） 4,750

2	農地費補助金	△734	地籍調査事業補助金 △734
3	河川費補助金	8,879	特定都市河川浸水被害対策推進事業補助金 8,879
5	幼稚園費補助金	△625	子育てのための施設等利用給付交付金 △625

7	選挙費委託金	△6,154	衆議院議員選挙委託金 △6,154

1	不動産売払収入	56,958	町有地等売払収入 56,958

1 6 款 県支出金 1 7 款 財産収入

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 一般寄附金	千円 100,000	千円 147,424	千円 247,424
計	100,000	147,424	247,424

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	139,087	△59,187	79,900
計	173,496	△59,187	114,309

(款) 21 諸収入

(項) 4 雑入

3 過年度収入	0	2,137	2,137
計	307,314	2,137	309,451

(款) 22 町債

(項) 1 町債

2 民生債	11,300	1,500	12,800
5 土木債	312,700	△10,600	302,100
7 教育債	160,300	134,000	294,300
計	603,600	124,900	728,500

節		説	明
区	分		
1	一般寄附金	一般寄附金	
	千円 147,424		千円 147,424

1	財政調整基金繰入金	財政調整基金繰入金	
	△59,187		△59,187

1	過年度収入	障害者介護給付費返還金	
	2,137		2,137

10	学童教室整備事業債	学童教室整備事業債	
	1,500		1,500
1	道路整備事業債	道路整備事業	
	△7,900		△7,900
4	河川整備事業債	河川整備事業	
	△2,700		△2,700
1	学校教育施設等整備事業債	学校教育施設等整備事業（小学校）	
	134,000	学校教育施設等整備事業（中学校）	
			10,300
			123,700

1 8 款 寄附金 1 9 款 繰入金 2 1 款 諸収入 2 2 款 町債

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 586,885	千円 8,300	千円 595,185	千円	千円	千円	千円 8,300
3 財産管理費	122,315	△14,900	107,415	△8,000			△6,900
11 減債基金費	56,996	8,879	65,875	8,879			0
25 子どもの未来応援基金費	0	147,424	147,424			147,424	0
計	1,409,506	149,703	1,559,209	879		147,424	1,400

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

3 衆議院議員選挙費	13,872	0	13,872	△6,154			6,154
計	35,206	0	35,206	△6,154			6,154

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	426,224	△15,000	411,224				△15,000
11 障害福祉費	704,805	26,162	730,967	15,065		1,128	9,969

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 8,300	02 退職手当組合負担金	千円 8,300
1 負担金	8,300	18 負担金、補助及び交付金 負担金	8,300 8,300
14 工事請負費	△14,900	09 特定外来生物対策事業費	△14,900
1 建設事業費	△14,900	14 工事請負費 建設事業費 ・町内施設樹木伐採工事	△14,900 △14,900 △14,900
24 積立金	8,879	01 減債基金費	8,879
1 積立金	8,879	24 積立金 積立金	8,879 8,879
24 積立金	147,424	01 子どもの未来応援基金費	147,424
1 積立金	147,424	24 積立金 積立金	147,424 147,424

		財源補正

27 繰出金	△15,000	26 介護特会繰出金（介護・予防給付費分）	△15,000
1 繰出金	△15,000	27 繰出金 繰出金	△15,000 △15,000
12 委託料	1,632	10 自立支援医療給付費	4,402
		22 償還金、利子及び割引料	4,402

2 款 総務費 3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18 後期高齢者 医療費	406, 239	810	407, 049	607			203
計	1, 819, 930	11, 972	1, 831, 902	15, 672		1, 128	△4, 828

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

2 児童福祉施 設費	213, 364	18, 047	231, 411	12, 182		2, 520	3, 345
5 学童保育費	32, 681	0	32, 681		1, 500		△1, 500
計	961, 121	18, 047	979, 168	12, 182	1, 500	2, 520	1, 845

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
5 その他	千円 1,632	償還金	千円 4,402
19 扶助費	19,000	18 障害者自立支援事務費	1,632
1 扶助費	19,000	12 委託料	1,632
		その他	1,632
		・報酬改定に伴う障害福祉システム改修業務	1,632
22 償還金、利子及び割引料	5,530	21 介護給付費	20,128
1 償還金	5,530	19 扶助費	19,000
		扶助費	19,000
		22 償還金、利子及び割引料	1,128
		償還金	1,128
27 繰出金	810	03 後期高齢者特会繰出金（保険基盤安定分）	810
1 繰出金	810	27 繰出金	810
		繰出金	810

12 委託料	17,764	01 保育所児童保護費	18,047
5 その他	17,764	12 委託料	17,764
		その他	17,764
		・保育所委託措置業務	17,764
22 償還金、利子及び割引料	283	22 償還金、利子及び割引料	283
1 償還金	283	償還金	283
		財源補正	

3 款 民生費

(款) 6 農林商工費

(項) 1 農業費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 農地費	千円 22,814	千円 △2,995	千円 19,819	千円 △2,202	千円	千円	千円 △793
計	70,085	△2,995	67,090	△2,202			△793

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路新設改良費	137,143	△19,600	117,543	△10,774	△7,900		△926
計	326,799	△19,600	307,199	△10,774	△7,900		△926

(款) 7 土木費

(項) 3 河川費

1 河川総務費	39,589	△4,830	34,759		△2,700		△2,130
---------	--------	--------	--------	--	--------	--	--------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 △2,995	02 地籍調査事業費	千円 △2,995
2 調査研究委託	△2,995	12 委託料	△2,995
		調査研究委託	△2,995
		・地籍調査業務（佐味田地区②、③－1地区）	△2,995

12 委託料	△12,200	01 道路整備費（補助）	△19,600
2 調査研究委託	△12,200	12 委託料	△12,200
		調査研究委託	△12,200
		・路面性状調査業務	△9,000
		・橋梁定期点検業務	△3,200
14 工事請負費	△6,000	14 工事請負費	△6,000
1 建設事業費	△6,000	建設事業費	△6,000
		・平山橋補修・耐震補強工事	△6,000
18 負担金、補助及び交付金	△1,400	18 負担金、補助及び交付金	△1,400
		負担金	△1,400
1 負担金	△1,400	・御幸橋橋梁補修設計業務負担金	△1,400

8 旅費	△1,130	05 緊急内水対策事業費	△4,830
2 普通旅費	△1,130	8 旅費	△1,130
		普通旅費	△1,130
12 委託料	△3,700	12 委託料	△3,700
3 設計監理委託	△3,700	設計監理委託	△3,700
		・防災道路測量設計業務	△3,700

6 款 農林商工費 7 款 土木費

(款) 7 土木費

(項) 3 河川費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	千円 39,589	千円 △4,830	千円 34,759	千円	千円 △2,700	千円	千円 △2,130

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	83,255	△5,400	77,855	△2,772			△2,628
計	377,872	△5,400	372,472	△2,772			△2,628

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

4 災害対策費	9,085	5,779	14,864	2,889			2,890
計	277,594	5,779	283,373	2,889			2,890

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	199,266	△2,500	196,766	△1,875			△625
計	200,716	△2,500	198,216	△1,875			△625

節・細節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

12 委託料	△5,400	01 都市計画総務費	△5,400
5 その他	△5,400	12 委託料	△5,400
		その他	△5,400
		・ 立地適正化計画策定業務	△5,400

17 備品購入費	5,779	01 災害対策費	5,779
1 備品購入費	5,779	17 備品購入費	5,779
		備品購入費	5,779
		・ 簡易ベッド（組立式）	3,683
		・ 簡易ベッド（マット式）	1,452
		・ パーテーション	644

19 扶助費	△2,500	16 子育てのための施設等利用給付費	△2,500
1 扶助費	△2,500	19 扶助費	△2,500
		扶助費	△2,500

7 款 土木費 8 款 消防費 9 款 教育費

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 小学校管理 費	千円 266,640	千円 20,635	千円 287,275	千円 10,420	千円 10,300	千円	千円 △85
計	323,199	20,635	343,834	10,420	10,300		△85

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 中学校管理 費	62,507	174,461	236,968	52,255	123,700		△1,494
計	78,767	174,461	253,228	52,255	123,700		△1,494

節・細節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	千円 20,635	05 小学校施設整備費	千円 20,635
1 建設事業費	20,635	14 工事請負費	20,635
		建設事業費	20,635
		・各小学校屋内運動場空調工事	20,635

12 委託料	8,600	06 中学校施設整備費	174,461
3 設計監理委託	8,600	12 委託料	8,600
		設計監理委託	8,600
		・二中屋上防水・外壁改修設計業務	8,600
14 工事請負費	165,861	14 工事請負費	165,861
1 建設事業費	165,861	建設事業費	165,861
		・二中屋上防水・外壁改修工事	165,861

議案第8号

令和7年度

河合町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)

河合町

令和7年度河合町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度河合町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,811千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,937,811千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8年 3月 4日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
4 県支出金		千円 1,466,147	千円 3,811	千円 1,469,958
	3 県負担金・補助金	1,466,147	3,811	1,469,958
歳 入 合 計		1,934,000	3,811	1,937,811

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
13 国民健康保険事業費納付金		千円 439,777	千円 3,811	千円 443,588
	1 医療給付費分	292,906	3,811	296,717
歳 出 合 計		1,934,000	3,811	1,937,811

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
4 県支出金	1,466,147	3,811	1,469,958
歳 入 合 計	1,934,000	3,811	1,937,811

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
13 国民健康保険事業費納付金	千円 439,777	千円 3,811	千円 443,588
歳 出 合 計	1,934,000	3,811	1,937,811

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 3,811	千円	千円	千円
3,811			

2 歳 入

(款) 4 県支出金

(項) 3 県負担金・補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 保険給付費等交付金	千円 1,466,147	千円 3,811	千円 1,469,958
計	1,466,147	3,811	1,469,958

節		説 明
区 分	金 額	
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	千円 3,811	特別調整交付金分（市町村向け） 千円 3,811

4 款 県支出金

3 歳 出

(款) 1 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 医療給付費 分	千円 292,906	千円 3,811	千円 296,717	千円 3,811	千円	千円	千円 0
計	292,906	3,811	296,717	3,811			0

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 3,811	01 医療給付費分	千円 3,811
1 負担金	3,811	18 負担金、補助及び交付金 負担金	3,811 3,811

1 3 款 国民健康保険事業費納付金

議 案 第 9 号

令 和 7 年 度

河合町介護保険特別会計補正予算

(第 3 号)

河 合 町

令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度河合町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ120,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,149,238千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8年 3月 4日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
4 国庫支出金		千円 510,884	千円 △28,332	千円 482,552
	1 国庫負担金	367,655	△22,500	345,155
	2 国庫補助金	143,229	△5,832	137,397
5 支払基金交付金		584,668	△32,400	552,268
	1 支払基金交付金	584,668	△32,400	552,268
6 県支出金		336,311	△16,500	319,811
	1 県負担金	318,958	△16,500	302,458
7 繰入金		371,128	△42,768	328,360
	1 一般会計繰入金	319,423	△15,000	304,423
	2 基金繰入金	51,705	△27,768	23,937
歳 入 合 計		2,269,238	△120,000	2,149,238

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 保険給付費		千円 2, 112, 639	千円 △120, 000	千円 1, 992, 639
	1 介護サービス等諸費	1, 893, 516	△120, 000	1, 773, 516
歳 出 合 計		2, 269, 238	△120, 000	2, 149, 238

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
4 国庫支出金	510,884	△28,332	482,552
5 支払基金交付金	584,668	△32,400	552,268
6 県支出金	336,311	△16,500	319,811
7 繰入金	371,128	△42,768	328,360
歳 入 合 計	2,269,238	△120,000	2,149,238

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 保険給付費	千円 2, 112, 639	千円 △120, 000	千円 1, 992, 639
歳 出 合 計	2, 269, 238	△120, 000	2, 149, 238

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円 △44,832	千円	千円 △32,400	千円 △42,768
△44,832		△32,400	△42,768

2 歳 入

(款) 4 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 介護給付費負担金	千円 367,655	千円 △22,500	千円 345,155
計	367,655	△22,500	345,155

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	102,676	△5,832	96,844
計	143,229	△5,832	137,397

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	570,414	△32,400	538,014
計	584,668	△32,400	552,268

(款) 6 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	318,958	△16,500	302,458
計	318,958	△16,500	302,458

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	264,080	△15,000	249,080
計	319,423	△15,000	304,423

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	千円 △22,500	介護・予防給付費負担金 千円 △22,500

1 現年度分調整交付金	△5,832	介護給付費財政調整交付金 △5,832

1 現年度分	△32,400	介護・予防給付費交付金 △32,400

1 現年度分	△16,500	介護・予防給付費負担金 △16,500

1 現年度分	△15,000	介護・予防給付費繰入金 △15,000

4 款 国庫支出金 5 款 支払基金交付金 6 款 県支出金 7 款 繰入金

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 51,705	千円 △27,768	千円 23,937
計	51,705	△27,768	23,937

節		説	明
区	分		
	金 額		
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 △27,768	介護給付費準備基金繰入金	千円 △27,768

7 款 繰入金

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 居宅介護サービス給付費	千円 890,363	千円 △60,000	千円 830,363	千円 △22,416	千円	千円 △16,200	千円 △21,384
3 施設介護サービス給付費	735,577	△30,000	705,577	△11,208		△8,100	△10,692
7 居宅介護サービス計画給付費	85,776	△5,000	80,776	△1,868		△1,350	△1,782
9 地域密着型介護サービス給付費	174,533	△25,000	149,533	△9,340		△6,750	△8,910
計	1,893,516	△120,000	1,773,516	△44,832		△32,400	△42,768

節・細節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	千円 △60,000	01 居宅介護サービス給付費 △60,000
1 負担金	△60,000	18 負担金、補助及び交付金 負担金 △60,000
18 負担金、補助及び交付金	△30,000	01 施設介護サービス給付費 △30,000
1 負担金	△30,000	18 負担金、補助及び交付金 負担金 △30,000
18 負担金、補助及び交付金	△5,000	01 居宅介護サービス計画給付費 △5,000
1 負担金	△5,000	18 負担金、補助及び交付金 負担金 △5,000
18 負担金、補助及び交付金	△25,000	01 地域密着型介護サービス給付費 △25,000
1 負担金	△25,000	18 負担金、補助及び交付金 負担金 △25,000

2 款 保険給付費

議案第10号

令和7年度

河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算

(第2号)

河合町

令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第2号）

令和7年度河合町の後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,810千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ585,921千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8年 3月 4日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 485,733	千円 5,000	千円 490,733
	1 後期高齢者医療保険料	485,733	5,000	490,733
4 繰入金		87,444	810	88,254
	1 他会計繰入金	87,444	810	88,254
歳 入 合 計		580,111	5,810	585,921

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 571,774	千円 5,810	千円 577,584
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	571,774	5,810	577,584
歳 出 合 計		580,111	5,810	585,921

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	485,733	5,000	490,733
4 繰入金	87,444	810	88,254
歳 入 合 計	580,111	5,810	585,921

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	千円 571,774	千円 5,810	千円 577,584
歳 出 合 計	580,111	5,810	585,921

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			5,810
			5,810

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の予算額	補正予算額	計
2 普通徴収保険料	千円 217,259	千円 5,000	千円 222,259
計	485,733	5,000	490,733

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	87,444	810	88,254
計	87,444	810	88,254

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	千円 5,000	現年度分普通徴収保険料 千円 5,000

2 保険基盤安定繰入金	810	保険基盤安定繰入金 810

1 款 後期高齢者医療保険料 4 款 繰入金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	千円 571,774	千円 5,810	千円 577,584	千円	千円	千円	千円 5,810
計	571,774	5,810	577,584				5,810

節・細節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 5,810	01 後期高齢者医療広域連合納付金	千円 5,810
1 負担金	5,810	18 負担金、補助及び交付金 負担金	5,810 5,810

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

議案第 17 号

河合町子どもの未来応援基金条例の制定について

河合町子どもの未来応援基金条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 3 月 4 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町子どもの未来応援基金条例

(設置の目的)

第1条 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもが夢や希望を持って等しく健やかに成長できるまちづくりを推進するため、河合町子どもの未来応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、前条に規定する設置目的に沿う寄附金を含め、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置目的の財源に充てる場合に限り、予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号

河合町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例の全部改正について

河合町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例の全部を別紙のとおり改正したので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8年 3月 4日

河合町長 森 川 喜 之

河合町空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例

河合町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例（平成 7 年 1 2 月河合町条例第 4 2 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、住宅周辺の空き地に雑草等が繁茂し、又は枯草が密集し、かつ、これらが放置されていることにより、清潔な生活環境が著しく損なわれ、犯罪、病虫害又は火災その他の災害の発生原因となっているため、空き地の管理を適正化することにより、良好な生活環境の確保と住民の生活の安全を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例で「空き地」とは、不動産登記規則（平成 1 7 年法務省令第 1 8 号）第 9 9 条で定める地目における宅地又は雑種地のうち、現に人が使用していない土地であって、河合町空家等対策の推進に関する条例（令和 3 年 1 2 月河合町条例第 2 5 号）第 2 条第 1 号に規定する空家等を除いたものをいう。

2 この条例で「管理不全な状態」とは、雑草等（これに類した灌木を含む。以下同じ。）が繁茂し、及び放置されている状態で、その状態が次の各号に掲げる場合の一以上に該当する場合をいう。

- （1） 衛生害虫等の発生原因となるおそれがある場合
- （2） ごみの不法投棄が著しい場合
- （3） 火災の予防上危険と認められる場合
- （4） 犯罪の防止上好ましくない場合

3 この条例で「所有者等」とは、空き地の所有者又は管理者をいう。

（所有者等の責務）

第 3 条 空き地の所有者等は、当該空き地が管理不全な状態にならないよう適正な管理をしなければならない。

（空き地の所有者等に関する情報の利用等）

第 4 条 町長は、町の事務のために利用する目的で保有する情報であって、氏名その他の空き地の所有者等に関するものについて、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用することができる。

2 町長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対し、空き地の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(指導助言)

第5条 町長は、空き地が管理不全な状態にあると認めるとき、又は管理不全な状態になるおそれがあると認めるときは、当該空き地の管理について所有者等に対し、適正な指導をし、又は助言をすることができる。

(勧告)

第6条 町長は、前条の規定による指導を受けた空き地の所有者等が当該空き地の雑草等の除去を行わず、管理不全な状態が継続していると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、相当の猶予期限を付して、除草その他当該管理不全な状態を改善するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

(命令)

第7条 町長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が正当な理由がなくこれに従わず、かつ、管理不全な状態が継続し、特に必要があると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、相当の猶予期限を付して、除草その他当該管理不全な状態を改善するために必要な措置を命ずることができる。

(公表)

第8条 町長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が、正当な理由なく当該命令に係る措置を実施しない場合は、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該所有者等の住所及び氏名（法人等の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 当該空き地の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他町長が必要と認める内容

2 町長は、前項の規定による公表をする場合には、当該所有者等に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。

(代執行)

第9条 第7条の規定による命令を受けた所有者等が当該命令に対する措置を所定の期限までに履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが

困難で、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

（立入調査）

第10条 町長は、この条例の施行のために必要な限度において、職員を空き地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携行し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（過料）

第11条 町長は、第7条の規定による命令に従わず、正当な理由なく必要な措置を講じなかった所有者等は、5万円以下の過料に処する。

2 町長は、前項の規定による過料に処するときは、あらかじめ、当該処分に係る所有者等に対し、弁明の機会を与えなければならない。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 19 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 3 月 4 日

河合町長 森 川 喜 之

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年 1 1 月
河合村条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

1 1 消防団員	
団長	年額 1 5 6, 8 0 0 円
副団長	年額 1 0 7, 8 0 0 円
分団長	年額 7 8, 4 0 0 円
副分団長	年額 3 9, 2 0 0 円
部長	年額 3 2, 3 4 0 円
班長	年額 2 9, 4 0 0 円
団員	年額 1 9, 6 0 0 円

」を

「

1 1 消防団員	
団長	年額 1 5 8, 0 0 0 円
副団長	年額 1 1 0, 0 0 0 円
分団長	年額 9 5, 0 0 0 円
副分団長	年額 6 3, 0 0 0 円
部長	年額 6 0, 0 0 0 円
班長	年額 5 8, 0 0 0 円
団員	年額 5 2, 0 0 0 円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

職員の旅費に関する条例等の一部改正について

職員の旅費に関する条例等の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 3 月 4 日

河合町長 森 川 喜 之

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費に関する条例（昭和48年7月河合町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員（同条第1項に定める職員をいう。）に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条第1項第2号中「届出」を「婚姻の届出」に改め、同号を同項第6号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (4) 赴任 新たに採用された職員（人事交流等により国又は他の地方公共団体から引き続いて採用された者に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務する事務所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため勤務する旧の事務所から新の事務所に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の拠点となる地に旅行することをいう。

第2条第1項第1号中「事務所」の次に「（職員に対して旅行命令権又は専決権を有する者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 特別職の常勤の職員 町長、副町長及び教育長をいう。
- (2) 一般職の職員 地方自治法第204条第1項に定める職員のうち前号に掲げる職員を除く職員をいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の町長が規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の町長が規則で定めるも

のを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第1項中「出張した場合」を「出張又は赴任のため旅行した場合」に改め、同条第2項第1号中「出張中」を「出張又は赴任のための旅行中」に改め、同項第2号中「出張中に死亡した場合」を「出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

第3条第3項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、「第29条の規定により退職等となった場合」を「第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合」に改め、同条第4項中「依頼」を「依頼又は要求」に改め、同条第5項中「その出発前に」を削り、「旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)され」を「旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け」に、「死亡した場合において」を「死亡した場合その他町長が定める場合には」に、「その旅行のため既に支出した金額があるときは、その金額のうちその者の損失となった金額」を「当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額」に改め、同条第6項中「第3項」を「第2項」に、「交通機関等の事故により」を「天災その他町長が定める事情により、」に改め、「、そのことが故意又は過失によるものでないと証明されたときは」を削り、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「変更する必要があると認める場合には」を「変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときには、」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条を次のように改める。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

第7条中「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により」を「旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条で定める種目及び次条から第16条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により場合によって」に改める。

第8条から第19条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他町長が別に定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（特別職の常勤の職員に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（特別職の常勤の職員が移動する場合には、最上級）の運賃

の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他町長が別に定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（特別職の常勤の職員に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（特別職の常勤の職員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他町長が別に定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（特別職の常勤の職員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

（2） 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

（3） 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

（4） 前3号に掲げる費用に付随する費用

（5） 公務上やむを得ず第1号から第3号までに掲げる自動車以外の自動車（町長が別に定めるものに限る。）を利用して移動した場合において、その最も経済的な通常の経路で移動した場合における路程1キロメートル（1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てたもの）につき37円（宿泊費）

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、宿泊地及び旅行者の区分に応じ別表に定める額（同表及び次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として町長が規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（以下次条及び第17条においてこれらを「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1夜につき1,600円

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 1夜につき800円

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、1夜につき2,400円とする。ただし、支給される交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、1夜につき800円とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居住若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項第1号又は同項第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して町長が規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任が

あった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、
同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（旅費の請求手続）

第18条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子式方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出をする任命権者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 任命権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 任命権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該任命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録次項並びに第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他必要な事項は、町長が別に定める。

（退職者等の旅費）

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とす

る。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

第22条を次のように改める。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、町長が別に定める。

第22条を第26条とし、同条の前に次の2条を加える。

(旅費の返納)

第24条 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、当該任命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、町長が別に定める。

(外国旅行の旅費)

第25条 外国旅行の場合における旅費については、国家公務員の例により、町長がその都度定める。

第21条を第23条とする。

第20条第1項及び第2項を次のように改める。

任命権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 一般職の職員が特別職の常勤の職員に随行して出張した場合の宿泊費の額は、

特別職の常勤の職員に支給される宿泊費の額とする。

第20条を第22条とし、第19条の次に次の2条を加える。

(遺族の旅費)

第20条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第12条、第13条、第15条、第16条及び第17条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

別表を次のように改める。

別表（第 1 2 条関係）

区分	宿泊費基準額(1夜につき)	
	特別職の常勤の職員	一般職の職員
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円
東京都	27,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円
石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円
山梨県	17,000円	12,000円
長野県	15,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	13,000円
静岡県	13,000円	9,000円
愛知県	15,000円	11,000円
三重県	13,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	11,000円
京都府	27,000円	19,000円

大阪府	18,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	12,000円
奈良県	15,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	11,000円
鳥取県	11,000円	8,000円
島根県	13,000円	9,000円
岡山県	14,000円	10,000円
広島県	18,000円	13,000円
山口県	11,000円	8,000円
徳島県	14,000円	10,000円
香川県	21,000円	15,000円
愛媛県	14,000円	10,000円
高知県	15,000円	11,000円
福岡県	25,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	11,000円
長崎県	15,000円	11,000円
熊本県	20,000円	14,000円
大分県	15,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	12,000円
沖縄県	15,000円	11,000円

(河合町実費弁償条例の一部改正)

第2条 河合町実費弁償条例（昭和31年11月河合村条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条中「規定による6級の職員の例による」を「規定により町の職員に対して支給する旅費の額とする。ただし、町長が必要があると認めた場合は、この限りでない」に改める。

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年11月河合村条例第48号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「別表のとおりとする」を「職員の旅費に関する条例（昭和48年7月条例第24号）の特別職の常勤の職員の額とする」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分	給料月額
1 町長	円 850,000
2 副町長	円 710,000

(河合町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第4条 河合町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年11月河合村条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条中「特別職給与条例」を「職員の旅費に関する条例（昭和48年7月河合町条例第24号）」に改める。

(河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年3月河合町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項後段を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 21 号

河合町国民健康保険税条例の一部改正について

河合町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 3 月 4 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

河合町国民健康保険税条例（昭和３５年７月河合村条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「（以下この条において「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の１号を加える。

- （４） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第２条第２項ただし書中「６５０，０００円」を「６６０，０００円」に改め、同条第３項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同項ただし書中「２４０，０００円」を「２６０，０００円」に改め、同条に次の１項を加える。

- ５ 第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する１８歳以上被保険者（地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第７０３条の４第３０項に規定する１８歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した１８歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が３０，０００円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、３０，０００円とする。
- 第３条第１項中「地方税」及び「（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）」を削る。

第９条の３の次に次の３条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第９条の４ 第２条第５項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に１００分の０．３１を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,700円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

第23条第1項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に、「並びに同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,190円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 140円

第23条第1項第2号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 850円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 100円

第23条第1項第3号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 340円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被

保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。
）1人について 40円

第23条第2項に次の1号を加える。

（3） 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 255円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 425円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 680円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 850円

第23条第3項各号列記以外の部分中「所得割額及び被保険者均等割額」を「所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「その減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

（7） 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（8） 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（9） 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第3条、第6条、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の河合町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 22 号

河合町立体育館使用条例の一部改正について

河合町立体育館使用条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 9 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 3 月 4 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町立体育館使用条例の一部を改正する条例

河合町立体育館使用条例(昭和53年6月河合町条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

バドミントンコート	3面使用	1,600円	1,600円	1,800円
	2面使用	1,200円	1,200円	1,200円
	1面使用	600円	600円	600円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 23 号

河合町介護保険条例の一部改正について

河合町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 3 月 4 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町介護保険条例の一部を改正する条例

河合町介護保険条例（平成12年3月河合町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和7年介護保険法施行令の一部改正の影響による保険料の減免申請の特例）

第9条 第1号被保険者のうち、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が令和7年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されていない者が介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）附則第25条の規定の適用を受けることの影響により、第9条第1項の規定の適用を受ける第1号被保険者については、第9条第2項の規定の適用について、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は令和8年度分の保険料に限り減免の申請書の提出の必要がないと認める場合は省略することができる」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 24 号

河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

河合町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 3 月 4 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

河合町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年10月河合村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の河合町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた河合町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 25 号

工事請負契約の変更契約の締結について

不毛田川流域内水対策事業に伴う道路改良工事の変更契約を下記のとおり締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めます。

記

工 事 名	不毛田川流域内水対策事業に伴う道路改良工事
変更前の契約金額	118,792,300円
変更後の契約金額	124,275,800円
契約の相手方	奈良県桜井市大字桜井281番地7 株式会社中和コンストラクション 代表取締役 大 浦 晃 平

令和 8 年 3 月 4 日

河合町長 森 川 喜 之

同意第 1 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住所 森本直也
氏名
生年月日

令和 8 年 3 月 4 日

河合町長 森 川 喜 之

参 考

森 本 直 也 氏 経 歴

(以下閲覧用議案書のため省略します。)

同意第 2 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住所
氏名
生年月日

■■■■■■■■■■
平田馨
■■■■■■■

令和 8 年 3 月 4 日

河合町長 森 川 喜 之

参 考

平 田 馨 氏 経 歴

(以下閲覧用議案書のため省略します。)

